

電子見積競争執行に関する事項等

1 見積競争執行に関する事項

項目	内容
事業名	唐子市民活動センター桜伐採業務
設計図書 (仕様書)	入札情報公開システムからダウンロードするものとする。ただし、やむを得ない事情によりダウンロードができない場合は、その旨申し出ること。
見積内訳書	埼玉県電子入札共同システムにより内訳書が必要となっている案件については、提出すること。その場合、内訳書の合計金額と見積金額は一致のこと。
質疑受付	質疑の締切りは指名通知日の翌々日（休日を除く）正午までとし、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システムによる質疑の題名、説明要求内容及び添付資料には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。また、質疑を提出した際は、受信確認の電話を必ず行うこと。
質疑回答	質疑の回答は質疑締切りの翌々日（休日を除く）の15時までに電子入札システム上に掲示する。 ※見積参加者は、質疑の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質疑に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、見積に参加すること。なお質疑に対する回答の全ての内容は、すべての見積参加者に適用する。 ※また、見積参加者から質疑がない場合でも、入札情報公開システムの発注情報や電子入札システムの質疑に対する回答を利用して発注者から見積参加者へお知らせを掲示することがある。
見積期間	質疑回答後から見積開封日の16時まで
注意事項	(1) 埼玉県電子入札共同システムに登録された事項のほか、東松山市契約規則、東松山市公共工事等電子入札運用基準、東松山市競争入札等参加者心得、入札参加資格者の遵守事項によること。（詳しくは、次のURLをご覧ください。） https://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/5/1316.html (2) 業者決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載（入力）すること。 (3) 最低見積金額が同額の場合は、再度見積を行う。ただし、くじにより決定する場合もある。 (4) 見積回数は2回までとする。 (5) 見積を希望しない場合には、参加しないことができる。その場合は埼玉県電子入札共同システムにより辞退届を提出すること。 (6) 開封後は必ず入札情報公開システムで見積結果を確認すること。 (7) 本事業の履行に当たり、必要な資格等がない場合は、参加することができません。

2 契約の特定条件

項目	内容
事業期間	契約確定の日から 令和9年2月26日 まで
その他	無し